

平成30年度 計画・障害児相談支援ワーキング活動方針(案)

資料No. 5-3

【これまでの経過】

- ・計画・障害児相談支援における課題の1つであった障害福祉サービス等継続月(モニタリング)平準化の検討実施。
⇒在宅サービス利用者の2、6、10月末更新ルールについて見直しを行い、対象者の誕生月末日として平準化を行った。
- ・「計画・障害児相談支援における適切な相談支援の実現」に向けた検討実施。
⇒適切なモニタリング頻度の要件案及び相談支援専門員1人あたりの年間モニタリングを170件として設定し、計画・障害児相談支援に従事する相談支援専門員の不足数を13人として算出した。

「計画・障害児相談支援における適切な相談支援の実現」に向けた検討については、相談支援専門員1人が担当する年間モニタリング数、相談支援専門員の不足数について多角的に再精査が必要となることから、H30年ワーキングにて検討を継続することとなった。

【今年度の方針】

第5期障害副計画の内容(計画・障害児相談の質的整備)に基づき
「計画・障害児相談支援における適切な相談支援の実現」に向けた検討を継続する。

【具体的活動(取り組み)内容】

◇取り組み①

- (i)相談支援専門員1人当たりの対応件数(年間モニタリング対応件数)の再検討
- (ii)(i)を踏まえ、不足する相談支援専門員数の再検討
- (iii)「適切な相談支援の実現」に向けた具体的取り組みとスケジュール等の検討

◇取り組み②

長岡市における新モニタリング要件の早期適用についての検討